

自転車乗車用ヘルメット 着用促進補助金



自転車乗車時のヘルメットの着用を促進し、交通事故時の被害を軽減するため、児童生徒等及び高齢者の自転車乗車用ヘルメットの購入費の一部を補助します。詳細は裏面をご覧ください。

対象者(すべてを満たす方)

- ・瀬戸市に居住する児童生徒等(7歳～18歳)及び高齢者(65歳以上)
- ・過去に同一の補助金の交付を受けていない方(他の自治体で、愛知県との協調補助によるヘルメット購入補助金の適用を受けていないことを含む。)



対象ヘルメット

- ・安全基準の認証を受けている新品のヘルメット
 - ・＜安全基準＞SG、JCF、CE、GS、CPSC



補助金

- ・ヘルメット購入費用の1/2の額
(10円未満切り捨て、上限2,000円まで、ポイント利用分は除く)
- ・1人につき1回(1個)限り



対象期間

- ・購入期間 令和5年4月1日から令和6年3月15日まで
- ・申請期間 令和5年4月3日から令和6年3月15日まで
※郵送の場合は、令和6年3月15日消印有効。ただし書類に不備がある場合は受付できない可能性がありますので、必ず事前にお問い合わせください。

お問い合わせ先

瀬戸市役所 市民生活部 生活安全課 安全係

(市役所南庁舎2階) 電話 0561-88-2601

瀬戸市自転車乗車用ヘルメット着用促進補助金

○ 自転車乗車用ヘルメットの必要性

「瀬戸市自転車の安全で適正な利用の促進及び自転車の活用推進に関する条例」が施行されました。条例は、「自転車を安全で安心な乗り物として利用すること」を目的としており、「ヘルメットの着用」を自転車利用者の責務としています。この補助金を利用し、ヘルメットを着用し安全で適正に自転車を利用しましょう。

○ 対象者（すべてを満たす方）

- 1 瀬戸市に居住する、児童生徒等（満7歳以上満18歳以下の方）又は高齢者（満65歳以上の方） ※令和6年3月31日現在
- 2 過去に同一の補助金の交付を受けていない方（他の自治体で、愛知県との協調補助によるヘルメット購入補助金の適用を受けていないことを含む。）

○ 対象ヘルメット

令和5年4月1日から令和6年3月15日までに購入した、以下のいずれかの安全基準の認証を受けている新品の自転車乗車用ヘルメット
※令和5年3月31日以前の購入は対象外

マーク				
SG 	JCF 	CE 	GS 	CPSC 

○ 補助金額

自転車乗車用ヘルメット購入費（消費税及び地方消費税相当を含む）の1/2の額
ただし、ヘルメット1個につき上限2,000円まで（10円未満切捨て）、ポイント利用分は対象外

○ 申請方法

要件を満たすことをご確認の上、必要書類を生活安全課まで提出してください。

○ 必要書類

- ・ 交付申請書兼誓約書兼実績報告書
（生活安全課または市ホームページで取得してください）
- ・ ヘルメットを購入した際の領収書等の写し
（申請者又はヘルメット着用者の氏名、領収日、領収金額、購入相手方、購入品名が記載された領収書）
- ・ 請求書（日付は未記入で提出してください）
- ・ 振込先銀行口座通帳等の写し（申請者名義の通帳口座）

○ 補助制度申請期間

令和5年4月3日から令和6年3月15日まで